

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations
Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



photo by T.Fumatogawa

東京地下鉄（東京メトロ）：西船橋駅（船橋市）

Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 第58回中小企業団体全国大会
- 特集 **4** 中小企業再生のシナリオ：組合設立のお勧め
- 施策 **6** 企業組合制度は個人の創業を応援する制度です
- 組合Q&A **8** 整備法に対応した議事録の作成方法
- 視点 **10** イエローストーン国立公園でアメリカ市民の心意気のみた
- ご案内 **12** 平成18年度中小企業関係の税制改正
- 連携リーダー **13** 千葉県商店街連合会
- 景況 **14** 情報連絡員報告（9月）
- お知らせ **15** 中央会の共済制度

2006

11

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

安倍新総理「基本方針」を公表

首相官邸は、9月26日、安倍晋三内閣総理大臣の「基本方針」を公表した。

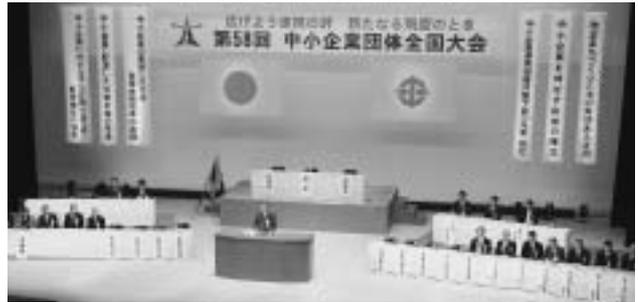
同方針では、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた、「美しい国、日本」をつくるため、「美しい国創り内閣」として、官邸主導の政治のリーダーシップを確立し、

- (1) 活力に満ちたオープンな経済社会の構築
- (2) 財政再建と行政改革の断行
- (3) 健全で安心できる社会の実現
- (4) 教育再生
- (5) 主張する外交への転換の施策を推進する、としている。

第58回 中小企業団体全国大会

全国中小企業団体中央会は各都道府県中央会と共催で、10月19日、東京のCCレモンホール(旧渋谷公会堂)で第58回中小企業団体全国大会を開催した。

当日は「広げよう連携の絆 新たな飛躍のとき」をキャッチフレーズに、全国の中小企業団体の代表が一堂に会して、自らの決意を内外に表明した。また、国等に



写真提供：全国中央会

対して中小企業振興策の強化を訴え、組合連携組織を基盤とした中小企業の発展と豊かな社会の実現を目指すために、次のような中小企業振興策の充実を訴えた。

- ① 中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充・強化と組合制度のさらなる改善
- ② 中小企業金融対策の拡充
- ③ 信用組合に対する支援の充実
- ④ 中小企業関係税制等の拡充・強化等
- ⑤ 抜本的な事業承継税制の確立
- ⑥ 中小企業を重視した労働・教育政策の推進
- ⑦ 社会保障制度改革に関わる企業負担の抑制等
- ⑧ 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現
- ⑨ 改正

まちづくり三法の有効な運用と中小商業・物流業・サービス業振興対策の強化

⑩ 不当販売等の防止及び下請取引の適正化の強化

⑪ 環境・資源・安全対策への支援強化

⑫ 組合等を中心としたICT対応支援策の拡充

なお、大会表彰者で、本県関係者は次のとおり。

【優良組合(協) 大網白里シヨツピングセンター(山岸要理事長) 組合功労者】鹿野新一郎(浦安建設(協) 理事長)

【中央会優秀専従者】桑原新太郎(松戸支所主幹)、鳥居俊夫(連携支援部主査)

千葉ものづくり認定製品決定

千葉県では、「第1回千葉ものづくり認定製品」を次ぎのとおり決定した。▼(株)坂口技研Ⅱ高濃度一酸化炭素測定器▼日東造機(株)記録メディア破壊器▼京葉システム技研(株)巡回点検システム▼(株)メカⅡ小型電気自動フライヤー▼(株)オーエックスエンジニアリングⅡスポーツ用自転車

平成18年度 文化の日千葉県知事表彰

板谷直正(本会理事、船橋機械金属工業(協) 理事長)

企業組合で夢を実現してみませんか！

11月は連携組織強化月間です。

企業組合は仲間と一緒に働く場を作る組織です。同じ目的を持った各人が頭脳・アイデア・ノウハウ・技術などを組み合わせて事業を立ち上げ展開して行きます。今では主婦や退職者を始め、SOHO事業者、研究者、個人事業者の方など、独立開業を目指す方たちが企業組合を設立しています。

企業組合の設立における認可をはじめ、中小企業連携組織の活動に対する支援に関しては本会までお問い合わせください。

指導相談室 TEL.043-242-3277
 千葉県中小企業団体中央会 銚子支所 TEL.0479-24-1570
 松戸支所 TEL.047-368-3992

HP <http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai>

6ページ参照

中小企業再生のシナリオ 組合設立のお勧め

■中小企業を取り巻く環境

中小企業は一般的に規模が小さい、資金調達能力や情報収集力が弱い、技術力が低い等、事業経営の上で不利な立場に立たされている場合が少なくない。

また、中小企業は最近の情報化の進展、国際化、消費者ニーズの多様化・高度化、規制緩和、エネルギー・環境に関する規制強化などにより大きな影響を受けており、これらの対応に迫られるなど、一段と厳しい環境に直面している。

■連携促進で問題解決

中小企業が、このような厳しい環境に対応して新たな発展をしていくためには、個々の企業の自助努力が大切ですが、個々の能力には自ずと限界がある。

そのため、同じような立場にある中小企業者同士で連携して、互いに協力・助け合い、事業経営を充実・強化していくことが最も効果的といえる。

そこで、同業の中小企業者などが相集まって組合をつくり、生産

性の向上を図り価値実現力を高め、対外交渉力を強化し、経済的地位の向上を図るため、各種の組合制度が設けられている。

■組合設立の効果

組合の設立に当たっては、中小企業者が行おうとする共同事業の種類・内容によって組合の種類を選ぶことが大切。

- ① 取引条件の改善、販売促進、資金調達の円滑化、技術・人材・マーケティング等の経営ノウハウの充実、生産性の向上等により経営の近代化・合理化を図ることができる。
- ② 業界のルールの確立、秩序が維持でき、メンバー企業の経営の安定と業界全体の改善発達を図ることができる。
- ③ 中小企業者の個々の意見や要望を組合でまとめることにより国や県の施策に反映させることができる。組合策を通じて、多くの中小企業施策を利用することができる。

ことなどが挙げられる。

■組合の種類と主な事業

中小企業の組合にはいくつかの種類があるが、その主なものは次のとおり。

- 中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るため最も利用され普及している「事業協同組合」、個人事業者や勤労者など個人が経営規模の適正化を図るためや自ら働く場を確保するための「企業組合」、参加する中小企業の事業を統合する「協業組合」、業界全体の改善発達を図る「商工組合」、組合員の火災等による損害の補償をするための「火災共済協同組合」、組合員に対する資金の貸付、預金の受け入れを行う「信用協同組合」、商店街の商業者等により構成される商店街の環境整備を目的とした「商店街振興組合」等がある。

■組合設立の方法

組合を設立するためには、行政庁の認可を受けるなど一定の手続きが必要となり、その手続きには組合の種類や行う事業等により若

干異なるが、概ね次の手順。

- ① 発起人が、定款、事業計画・収支予算等の原案作成、設立趣意書、出資引受書及び設立同意書を有資格者に送付
- ② 創立総会の開催公告
- ③ 創立総会で、定款、事業計画・収支予算等を決定、役員選出
- ④ 理事会で、理事長等を選任、組合事務所的位置の決定
- ⑤ 設立認可申請
- ⑥ 認可
- ⑦ 発起人から理事へ事務引継
- ⑧ 出資金払込完了後、設立登記

■中小企業団体中央会

中央会は、中小企業団体の組織に関する法律により、中小企業の組合等を会員として設立された団体で、公共性の高い特別認可法人。中央会では組合等の設立から運営まで幅広く中小企業経営の相談に応じています。

詳細については

千葉県中小企業団体中央会

▼指導相談室

TEL 043・242・3277

▼銚子支所

TEL 0479・24・1570

▼松戸支所

TEL 047・368・3992

現行組合制度の概要一覧

(出所:中小企業庁「中小企業施策総覧」)

組合の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	協業組合	商工組合	火災共済協同組合	信用協同組合	商店街振興組合
(1) 目的	組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化及び経済活動の機会の確保	組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進	資格事業の改善発達、経営の安定合理化	火災等による財産補償	資金の貸付け、預金の受入れ	組合員への直接奉仕 組合員の経営合理化 商店街地域の環境整備
(2) 性 格	人的結合体	人的結合体	人的、物的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
(3) 事 業	組合員の事業に関する共同経済事業、資金の貸付け、福利厚生、債務保証、その他	定款に掲げる事業(商業、工業、鉱業、サービス業、その他)	協業の対象事業、関連事業、附帯事業	指導教育事業、共同経済事業(出資組合のみ)、その他	組合員の火災等による損害補てんのための共済	組合員に対する資金の貸付け、預金、定期積金の受入れ等	組合員の事業に関する商店街の環境整備事業、共同経済事業
(4) 設 立	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
(5) 設 立 要 件	4人以上の事業者	4人以上の個人	4人以上の事業者	地区内で資格事業を行うものの2分の1以上が加入すること	1,000人以上が加入すること、出資額200万円以上(連合会は500万円以上)	300人以上が加入すること、出資金1,000万円以上(東京都のほか金融庁長官の指定する人口50万人以上の市は2,000万円以上)	30人以上が近接してその事業を営むこと
(6) 組 合 員 資 格	地区内の小規模の事業者	個人及び法人等(法人等は4分の1を超えないこと)	中小企業者及び定款で定めるときは4分の1以内の中小企業者以外の者(相続人以外にも推定相続人について特例を認める)	地区内において資格事業を営む中小企業者、定款で定めれば3分の1未満の中小企業者以外の者	地区内において商業、工業、運送業等(農業、林業、水産業を除く)を行う小規模の事業者	地区内において定款で定める小規模の事業者又は地区内に居住所を有する者、勤労者	地区内で小売業又はサービス業を営む者、定款で定めるときはこれ以外の者
(7) 組 合 員 責 任	有限責任 4人以上	有限責任 4人以上	有限責任 4人以上	有限責任 4人以上	有限責任 4人以上	有限責任 4人以上	有限責任 7人以上
(8) 発 起 人	自由	自由	組合の加入の承諾	自由	自由	自由	自由
(9) 加 入	自由	自由	持分譲渡による	自由	自由	自由	自由
(10) 任 意 脱 退	自由	自由	ない	ない	ない	ない	自由
(11) 組 合 員 割 合	ない	全従業員 全従業員の3分の1以上が組合員	ない	ない	ない	ない	ない
(12) 従 事 割 合	ない	全組合員の2分の1以上が組合員 全組合員が組合員	ない	ない	ない	ない	ない
(13) 出 資 限 度	100分の25(合併、脱退の場合100分の35)	100分の25(脱退の場合100分の35)法人等は100分の50未満	100分の50未満(中小企業者以外の者100分の50未満)	100分の25(合併、脱退の場合100分の35)	100分の25(合併、脱退の場合100分の35)	100分の10	100分の25
(14) 議 決 権	1人1票	1人1票	平等(ただし出資比例の議決権も認める)	1人1票	1人1票	1人1票	1人1票
(15) 員 外 利 用	原則として組合員の利用分量の100分の20まで	ない	ない	原則として組合員の利用分量の100分の20まで	組合員(親族等を含む)の利用分量の100分の20まで	原則として100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで
(16) 配 当	利用分量配当又は出資配当(1割まで)	従事分量配当又は出資配当(2割まで)	定款で定める場合を除き出資配当	利用分量配当又は出資配当(1割まで)	利用分量配当又は出資配当(1割まで)	利用分量配当又は出資配当(1割まで)	利用分量配当又は出資配当(1割まで)
(17) 組 織 変 更	協業組合へ 株式会社へ 商工組合へ	協業組合へ 株式会社へ	株式会社へ	事業協同組合へ(出資組合のみ)			
(18) 根 拠 法 規	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律	中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	商店街振興組合法
(19) 認可を受ける行政庁	① 地区が1都道府県の場合 ② 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 ③ 全国は所管大臣	主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事	① 主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事 ② 2都道府県以上に事務所を有するときは経済産業局等地方支分部局の長	① 地区が1都道府県の場合 ② 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 ③ 全国は所管大臣	① 都道府県知事 ② 全国は内閣総理大臣(金融庁長官)と経済産業大臣の共管 ③ 全国は内閣総理大臣(金融庁長官)	① 地区が1都道府県の場合 ② 地区が2都道府県以上は財務局長 ③ 全国は内閣総理大臣(金融庁長官)	① 地区が1の市又は特別区の場合 ② 地区が市又は特別区を越える場合は都道府県知事

が平等に与えられますので、組織の民主的な運営が確保されます。組合員には事業運営に対して平等の権利が与えられます。

■事業に従事する組合員には勤労者としての地位が与えられます

組合員は株式会社の株主に該当し、企業組合が雇用する従業員ではありませんが、組合員が企業組合の事業に従事したことに對して受け取る所得は事業所得ではなく、給与所得扱いとなります。もちろん、配当を受け取ることもできます。

また、事業に従事する組合員に対する社会保険（健康保険・年金保険）制度、労働保険（雇用保険・労災保険）制度の適用については、原則として勤労者と同様の取り扱いを受けることができます。*

（* i）労働保険制度については、理事長（代表理事）及び役員（理事・監事）に就任している組合員には原則適用されません。ただし、理事長以外の役員に就任している組合員については、事業に従事する他の組合員や従業員と同様の就労実態にある場合（理事長の指揮監督下で、労働に従事し、それに対する賃金を得ている場合）には、（ハローワーク、労働基準監督署で個別案件ごとに判断し）適用されます。

（* ii）理事長の雇用保険については小規模企業共済制度を、理事長及び労災保険の適用されない理事長以外の役員の労災保険については、中小事業主等に対する特別加入制度（労災保険の制度）を活用することができます。

■営利追求ができる組織です

企業組合は株式会社などと同じく営利を追求できる組織です。利益はNPOなどと異なり、出資者であり事業従事者である組合員に配分することができます。

将来的には、株式会社へ組合を解散することなく変更することもできます。

■行政庁や専門金融機関の支援を受けることができます

千葉県や千葉県中小企業支援センター、千葉県中小企業団体中央会などを通じて、補助事業や助成事業など国や県の中小企業施策の各種支援を受けることができます。

また、商工中金、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫などの政府系金融機関や千葉県等から融資を受けることができます。

行政庁（主に千葉県知事）の認可を受けることが組織作りの要件とされていることから、社会的信頼が得られるほか、行政庁や組合などの連携組織専門の支援機関である本会から、支援、指導、情報提供を受けることができます。

組合設立のためには、行政庁の認可が必要です

企業組合に限らず、中小企業組合を設立するためには、創立総会を開催し、定款、事業計画などを決定し、理事会において代表理事をはじめとした役員を選出するなどして、行政庁（主に千葉県）の認可と事務所の所在地を管轄する地方法務局（登記所）での登記が必要です。

定款・事業計画の作成や、創立総会の運営、設立認可申請書の整備等、組合設立までの諸準備に関しては本会がお手伝いいたします。

詳細につきましては、本会にご相談下さい

中央会は企業組合をはじめとする中小企業組合や連携組織の専門の支援機関です。その設立から運営・管理にいたるまで、連携組織に関することは何でも、お気軽にご相談下さい。

■千葉県中小企業団体中央会

指導相談室

〒2600026 千葉市中央区千葉港4-2 TEL. 043-242-3277

銚子支所

〒2880045 銚子市三軒町19-4 TEL. 0479-24-1570

松戸支所

〒2710092 松戸市松戸2060 TEL. 047-368-3992

自分たちで職場創りをしてみませんか 企業組合制度は個人の創業を応援する制度です

企業組合制度とは、こんな制度です

■企業組合は個人の創業を応援します

企業組合は事業者、勤労者、主婦、学生などの個人の方々（4人以上）が組合員となって、資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造するための組織です。

組合自体がそれぞれの有するアイデアや技能、技術などを活かした事業を会社と同じように法人格を有する一つの事業体として実施する組織であり、個人が集まって創業するための組織です。

■企業組合はあなたのやる気と能力を活かすための組織です

ITだけが有効な技能だと思いませんか。誰にでも経験に基づいた様々な技能があります。知り合い同士の様々な経験・技能を活かして自分たちで職場創りをしてみませんか。

第三者に一方的に技能を評価されるのではなく、組合員となろうとする方々がお互いの経験や技能を評価し合い、それを経営資源にして事業と職場を同時に作り出す組織が企業組合です。

実施する事業に制限はありません。組合員となる方々が持っている経験や技能などを活かすことができる事業を自由に選択し実施することができます。

■企業組合は学歴・年齢・性別不問、働き方や給料はみんなで決定します

企業組合の組合員には年齢、学歴などの制限はまったくありません。勤務時間など、どのような働き方をするかは組合員全員で決定することができます。

組合員の働く場所を確保することが最大の目的ですから、一定の割合の方々には事業に従事する義務が課せられていますが、組合員以外の有効な外部経営資源を活用するため、一定の制限のもとに株式会社などの法人や任意団体も加入でき、連携しながら事業展開することができます。

企業組合は会社や任意団体などに比べて、有利な組織です

■小額の資本金で設立できます

小額の出資金で組織を作ることができます。1口の出資金額も自由に設定することができます。

■税制上の優遇措置が適用されます

代表理事の変更など法律に基づく登記に対する登録免許税や組合と組合員の間で発行される受取書に対する印紙税が非課税になるなど、会社には適用されない税制上の優遇措置を受けることができます。

なお、企業組合は税制上、株式会社と同じく普通法人として扱われますが、出資総額が1億円以下の場合には、年間所得800万円以下の部分に対する法人税については中小法人と同様、軽減税率が適用されます。

■組合員には有限責任制度が適用されます

無限責任制度が適用される合名会社や合資会社とは異なり、企業組合の出資者である組合員には株式会社と同様に有限責任制度が適用されるため、組合員はそれぞれの出資額を限度としてしか組合の有する債務の弁済に対して責任を負いません。

合名会社、合資会社には、会社の債務に対して個人の全財産をもって弁済する義務を負う無限責任社員が必要となります。

■組合に対する発言権は平等です

株式会社の株主とは異なり、企業組合の組合員には出資額の多い少ないに関係なく、議決権・選挙権

組合Q&A

整備法に対応した
議事録の作成方法

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により組合法、団体法が改正され今年の5月1日から施行されております。

当面重要と思われる議事録の作成方法については本誌7月号でお知らせしたところですが、ここで再度作成例を示して説明する。

■理事会議事録

理事会議事録については、原則として、①理事会の議事の経過の要領及びその結果②決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名③理事会に出席した理事及び監事の氏名④議長の氏名、を記載することとされた。

なお、従来の記載事項（改正前組合法、団体法が準用していた旧商法第260条ノ4第1項及び第2項及び定款規定）に基づき既に作成された理事会議事録については、「②決議を要する事項については特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」以外は改正規則に定める事項が記載さ

れているものと考えられる。

したがって、「②決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」及び「④理事会に出席した監事の氏名」に該当する場合は、その旨を追加記載することが必要であると考えられる。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた「招集年月日」「理事数及びその出席者数」「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えないものと考ええる。

なお、理事会議事録については、署名と記名押印を任意に選択することができるとなったが、登記に関しては改正組合法第103条（改正団体法においては第5条の23第5項、第54条において改正組合法第103条を準用）において、商業登記法第148条が準用され、同条により商業登記規則が適用されており、従来どおり、代表理事の登記等にあつては商業登

記規則に基づき記名押印が求められる場合がある。

■総会議事録

総会議事録については、①総会が開催された日時及び場所②議事の経過の要領及びその結果③出席した理事及び監事の氏名④議長の氏名⑤議事録作成に係る職務を行なった理事の氏名、を記載することとされた。また、総会議事録については改正法により、署名（又は記名押印）は不要となった。

なお、従来の記載事項（改正前組合法、団体法が準用していた旧商法第244条第1項及び第2項、及び定款規定）に基づき既に作成された議事録については、「③出席した理事及び監事の氏名」中の「監事の氏名」及び⑤議事録作成に係る職務を行った理事の氏名以外は改正規則に定める事項が記載されているものと考えられる。

したがって、総会議事録にあつては、監事が出席していた場合には従来の議事録に監事の氏名と議事録を作成した理事の氏名を追加することが必要であると考ええる。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた

「招集年月日」「組合員数及びその出席者数」「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えないものと考えられる。

*今回の改正により、議長及び出席理事の署名又は記名押印が不要となったが、既存の多くの組合では、定款との整合性を確保する観点から、議長及び出席理事の署名又は記名押印が必要であると考えられる。これは、不要の根拠が準用していた商法第244条第2項「議事録ニハ（略）議長並ニ出席シタル理事之ニ署名スルコトヲ要ス」の条文が改正に伴い組合法等で削除されたことによる。

一方、定款には「総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。」とされているので、法律に規定のない場合は定款の規定によるので、定款変更を行なわない限り、議長及び出席理事の署名又は記名押印が必要であると考えられる。

*次々の書式は、既存組合用の考えられる参考例の一つです。

【既存組合の議事録の一例】

第 回理事会議事録

×××組合

1. 招集年月日 平成 年 月 日
2. 開催日時及び場所
 - (1)開催日時 平成 年 月 日(曜)午後 時
 - (2)開催場所
3. 理事数及び出席理事数
 - (1)理事数 人
 - (2)出席理事数 人
4. 出席理事の氏名
5. 出席監事の氏名
6. 議長の氏名
7. 議決事項について特別の利害関係を有する理事の氏名

第△号議案について ○○○
8. 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

定款の規定により理事長○○○議長席に着き、直ちに議案の審議に入る。

第1号議案 平成○年度通常総会提出議案の件
議長は上記を提案して説明したところ、○○○は原案に反対したが、他の理事全員が賛成したので原案どおり決定した。

議決権数 個
賛成理事の氏名
反対理事の氏名
(省略)

以上ですべての議案の審議を終了し、午後 時 分に閉会した。

平成 年 月 日

議長・理事	○○○ 印
出席理事	○○○ 印
⋮	
出席理事	○○○ 印

第 年度○○総会議事録

×××組合

1. 招集年月日 平成 年 月 日
2. 開催日時及び場所
 - (1)開催日時 平成 年 月 日(曜)午後 時
 - (2)開催場所
3. 組合会員数及び出席組合員数
 - (1)組合員数 名
 - (2)出席組合員数 名
内訳（本人出席 名、委任状出席 名、書面出席 名）
4. 出席理事の氏名
5. 出席監事の氏名
6. 議長の氏名
7. 議事録作成に係る職務を行った理事の氏名
8. 議長選任の経過

定刻に至り司会者○○○開会を宣し、本日の（通常）総会は出席組合員が法定数を満たしているので有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって○○○が選任され議案の審議に入った。
9. 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

第1号議案 平成○年度決算関係書類承認の件
議長は原案を○○○に説明させた後これを議場に諮ったところ、満場一致をもって原案どおり承認した。

(省略)

議長は以上をもって議案の全部を修了した旨を告げ、閉会を宣した。

時に午後 時 分

上記の議事の明確なるを証するため、本議事録を作成し、議長及び出席理事は次ぎのとおり記名押印する。

平成 年 月 日

議長・理事	○○○ 印
出席理事	○○○ 印
⋮	
出席理事	○○○ 印

「インサルト」の目

イエローストーン国立公園でアメリカ市民の心意気をみた

モンタナ州はアメリカ北西部にあり、カナダとの国境に接し、日本とほぼ同じ広さを持つ。またの名を「ビッグスカイカントリー（大空の地）」とも呼ばれ、空の色は空色でなく深い群青色で空気が澄み切っている証拠だ。

イエローストーン国立公園の北端がモンタナ州の南端に接し、公園の大部分はワイオミングに属している。公園へは空路でモンタナ州ボーズマンから入るのが見どころポイントに近いので便利である。ボーズマンからルート九〇、八九を走ること二〇〇kmで北側の入口料金所にたどり着く。

入園料金と年間入園者数で規模の大きさがわかる

国立公園への入園料金は次の通りである。

- ・バス 1台 三〇〇ドル
- ・マイカー 1台 三〇ドル
- ・モーターバイク 1台 一五ドル

- ・サイクリング車及びハイカー 1人 一〇ドル

決して安い料金とも思われぬが年間入園者は三〇〇〇万人に達するという。料金所では入園者に「イエローストーン国立公園について皆様に知っておいて頂きたい」と題したパンフレットが渡される。そこには地熱現象への注意や、熊の生息地での注意事項、施設利用や天候について、サイクリングやキャンピング、ゴミ捨てについての規則等々が変型A3版両面に印刷されており、しかも何ヶ国語も用意されている。勿論日本語版も。

古さと広さと多さを維持するレンジャー活動

イエローストーン国立公園の代表的な特徴をあげると次の通りである。

アイエローストーンの自然の保護や保全を目的に一八七二年に世界で初めて国立公園制度

が制定されている。一三〇年以上前に「環境保全」という認識があったことに驚かされる。ちなみに、日本では一九三四年（昭和九年）に瀬戸内海、雲仙、霧島の三ヶ所が国立公園に指定されている。

イエローストーンの総面積は八九九三km²で四国の半分位の広さがあり、アメリカでも一番大きい。ウチ地表から一〜二マイルの深さにマグマが迫り（普通は六〇〜七〇マイルの深さ）世界最大の火山地帯のプレアターである。エニ四〇〇〇以上の間欠泉がある。

以上の特徴を保護・保全するためのスタッフとして有給で参加しているパークレンジャーとボランティア活動のパークボランティアがいる。

パークレンジャーには、公園で自然の保全をする人が一〇〇人（夏季では二〇〇人に増員）、公園

内のガイドや通訳をする人が七五人、法律や指針が守られているか監視をする人が二〇〇人おり、いずれも公園内での不適切な行動に対しては連邦政府判事の司法権をもっているし、その人を拘留する施設ももっているという。国立公園自身が専用の土地の所有をしているからできることで、日本では国立公園としてエリア指定しているのは大きく異なる。

パークボランティアにはかなりの人が参加しているようで、山火事や落雷などの事故を担当する人、バイソン、オオカミ、エルク、ヘラジカ、バッファローなどの動物の保護を担当する人、環境の静けさの保全をする人等、担当分野ごとの任務が決められているようだ。

パークレンジャーの活躍する観光スポット

①マンモス・ホット・スプリングス
本職は教員で夏季だけガイドを担当し九年目になるパークレンジャー



ホットスプリングステラス
噴き出す熱水に含まれる鉱物質が結晶し
ている上を栈橋から眺める。

のエレンさんに説明を受けた。

マンモス・ホット・スプリングス
は地質学的にも珍しいマンモス
テラスで、六四万年前の噴火以来
熱泉が絶えず噴き出し続けている。

現在は温度が四二℃まで低くなり
間欠泉にならなくなり、温泉のも
つ石灰分の沈殿物が白い結晶とな
り、階段状の巨大なテラスをいく
つも造り上げてきたそうだ。現職
の教員だけあって観光客にも解り
やすい説明であった。見渡す限り
の視界いっぱいには拡がる白く輝く
テラスは見事なものである。日本
の山形県の出羽三山の湯殿山神社
にある一〇m位のテラスと比較し
てしまい驚きの連続であった。

九一年長崎県の雲仙普賢岳の噴出
量が〇・二km³であったから、おおよそ
五〇〇〇〇〇倍の大きさになる。

②オールドフェイスフル間欠泉
パークレンジャーを一筋に四十
年というベテランのサム・ポルブ
リック氏の説明を受けた。

この間欠泉の特徴は、四分間
で八〇〇〇ガロンと噴出量が多い
こと、頻度が九〇分ごとと高く、
しかも一三〇フィートと高く噴出
すること、源泉が地表より三〜五
マイルと浅いことにあるという。

源泉を中心に一〇〇m位離れて観
客席がつけられており間欠泉の噴
き出すのを待つのである。観客席
の内側をバッファローのんびりと
歩いておりいかに長い間、動物
と人間が共生してきたかの証しを
感ずることができた。五〇〇m先

にも観光客の円陣が見え、
更にその先にも見え、合わせて五
つの間欠泉がここに集中している
ことがわかる。

パークレンジャーの説明によると、
公園内に四〇〇ヶ所のクレ
ーターがあり、クレ
ーターは鉱石成分を噴出

し続け五〇年〜一〇〇年かけて一
インチ積もり、現在は一五〇ヶ所
がプレイスを形づくっている。そ
のうち九ヶ所が間欠泉となってお
りイエローストーン観光の一番の
見どころであるという。

③市民レベルの社会参加

二酸化炭素など削減に関する
「京都議定書」(注・二〇〇五年地
球温暖化防止会議で採択、二酸化
炭素などを五%以上削減しようと
する国際的な約束事)を国レベル
では承認していないが、市民レ
ベルでは個人の判断で様々な社会
参加をする光景を国定公園で見
ることができる。

経営に自然保護への貢献を加える

日本では自然保護といった意識
はまだ低いと言えるのではないだ
ろうか。富士山を世界遺産に申請
したところゴミの山であることが
わかり却下されたこと。又、知床
が世界遺産に登録されたからは観
光客が増え、ゴミが増加したり、
貴重な植物が持ち去られたりして
いるそうである。

白神山地や屋久島などで特定の
エリア内は有料のネイチャーガイ
ドをつけることを義務づけるとこ

ろが出始めている。又、上高地、
乗鞍ではマイカーの乗入れを禁止
しているし、尾瀬では入山者数を
制限する動きがでている。しかし、
全体としてはまだまだ不十分な取
組みの段階だろう。営林署の職員、
自治体の環境保全担当者、宿泊施
設や売店の経営者のボランティア
活動に頼っている状況である。

国内で生産されたり、販売して
いる商品のほとんどは開発され
くされ均質化している。従って顧
客に良い企業イメージを持つても
らうには商品でイメージアップで
きる分野は少ないのが実状である。
そのような企業はパークレン
ジャーのような制度を取り入れて
はどうだろうか。

例えば、企業に近い自然公園で、
学校の夏休み期間六週間について、
従業員には五日間の年次有給休暇
の拠出を願い、企業は一週間分の
宿泊費と交通費を支給することで、
夏休み期間の環境保全ボランティア
隊を結成する。五人一組で六週間
なら三〇人の参加希望者があれば
かなりの活動ができよう。企業の社
会貢献として企業のイメージアッ
プにもなると考えられるからであ
る。(中小企業診断士 大橋唯男)

平成18年度 中小企業関係の税制改正

先の通常国会で成立した、税制改正法のうち、中小企業に関係の深いものの要点をお知らせする。

■同族会社の留保金課税の見直し

同族会社の留保金課税制度について、同族要件が緩和され、留保控除額が引き上げられた。

【適用時期】平成18年4月1日以後に開始する事業年度から。

■交際費の損金算入の特例延長

資本金1億円以下の企業に認められている中小企業の特例について、2年間延長された。また、損金不算入となる交際費等の範囲から1人当たり5000円以下の飲食費（役員又は従業員の間の飲食費を除く。）は除外された。

【適用時期】平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度。

■小額減価償却資産の特例延長

平成15年度改正で創設された、小額減価償却資産の取得価額の損金算入特例（資本金1億円以下の

中小企業が30万円未満の減価償却資産の取得等をした場合、全額損金算入できる。）について、対象となる損金算入額の上限を合計で300万円とした上で、2年間延長された。

【適用時期】平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等・事業への供用。

■中小企業投資促進税制の拡充等

中小企業者が、一定の機械等の取得等をして事業に供用した場合に、取得価額の30%相当額の特別償却と取得価額の7%相当額の特別税額控除のどちらかが選択できる中小企業投資促進税制について、対象設備が拡充された上で、2年間延長された。

【対象資産】

- (1) 機械及び装置
- (2) 電子計算機及びデジタル複合機（追加）
- (3) 一定のソフトウェア（追加）
- (4) 貨物自動車（車両総重量3・5トン以上）
- (5) 内航船舶

【適用時期】平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等をし、事業の用に供した対象資産。

■役員給与の損金算入の見直し

これまで、損金算入が認められていなかった役員の時給給与（ボーナス）について、あらかじめ時期と額を定めておけば、損金算入ができるようになった。

(1) 定期同額給与（支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その各支給時期における支給額が同額である給与その他これに準ずるもの）については、現行と同様に損金算入が認められる。

(2) 事前確定届出給与（その役員の職務につき、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与をいい、支給時期等を事前に税務署長へ届け出たもの）については、損金算入が認められる。これにより、従前役員賞与と認定された益暮れの増額支給額も、あらかじめ税務署長に届け出ていけば、損金算入の対象となる。

【適用時期】平成18年4月1日以後に開始する事業年度から。

■欠損金の繰戻し還付措置の延長

適用停止中の欠損金の繰戻し還付措置について、創業5年以内の中小企業に対して認められる1年間の繰戻し還付措置が2年間延長された。

【適用時期】平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に終了する各事業年度。

■相続税の物納手続きの改善

中小企業の事業承継に欠かせない、自社株式の物納について許可基準などが緩和・明確化された。

(1) 物納不適格財産の明確化

取引相場のない株式について、譲渡制限株式など一定の株式が物納不適格とされ、それ以外の株式の物納は原則として認められる。

(2) 物納手続きの迅速化・明確化

① 物納許可の審査期間（原則3ヶ月以内）の法定②物納手続きに必要な書類の明確化と提出期限の法定③延納中に延納困難となった場合に物納を認める制度の創設④その他納税者利便の向上

【適用時期】平成18年4月1日以後に相続または遺贈により取得した財産に係る相続税。

★詳細については最寄りの税務署へ

千葉県商店街連合会

副会長 梶 純造



【千葉県商店街連合会の沿革】

千葉県商店街連合会（渡辺祥会長）は昭和47年4月に商店街の組織化を柱とした商業の近代化施策の普及を目的に、県内の市商連の連合体として発足した。以来今まで、がんばる商店街のために、街づくりや地域の活性化に貢献してきた。

【木更津本町商店街（振）の概要と梶純造氏の横顔】

木更津は江戸時代から房総でも指折りの交通の要衝で、戦前は軍の拠点、戦後は新日鉄の町として栄えてきたところ。

木更津本町商店街振興組合は、木更津駅周辺に大型店の進出が続いていた昭和45年に、木更津市では第1号の商店街振興組合として

設立された。現在木更津駅周辺には5つの振興組合がある。

昭和30年代から40年代にかけて街の中心商店街として繁栄していた本町商店街も、市役所や会議所の移転、百貨店やスーパーマーケットの撤退が相次いだのと、後継者難等で閉店する店舗も出てきて、駅周辺の商業立地が空洞化して、本町商店街には最寄品を扱う店が無くなってしまった。

そこで、平成14年10月には車に乗れないお年寄りに的を絞った、



「はまだや」振興組合や市商連の事務局もここにある

■千葉県商店街連合会

所在地	千葉市中央区千葉港4-2 千葉県中小企業団体中央会内
代表者	渡辺 祥
会員数	14（構成員12,322）

■木更津本町商店街（振）

所在地	木更津市中央2-1-18
代表者	梶 純造
会員数	23名（出資金274万円）

野菜や惣菜等の最寄品を扱う手づくりのスーパー「ふれあいプラザ本町」を振興組合自らが開設した。その後、ディスプレイ施設やリサイクルショップの誘致など商店街活性化策を打ち出している。

梶純造氏は大学を卒業と同時に家業の浜田屋呉服店に就職。現在はその代表社員。

モットーなどというのには余り好きではなく、日々、家業と商店街活動に邁進しているそうだ。愛読書や趣味をお伺いしたところ商業や商店街関係の書物。一時はゴルフなんかも始めてみたが、時間が取れないで止めてしまったとのこと。それも当然で今梶さんが引き受けている役職は数え切れないほど。商業関係だけでも主なものを

挙げると、木更津本町商店街振興組合理事長をはじめ、木更津商業（協）理事長、木更津市商店会連合会会長、千葉県商店街連合会副会長、千葉県商店街振興組合連合会副理事長、全国商店街振興組合連合会理事等の多くの要職を歴任。地元商店街はもとより全国の商店街の活性化に寄与してきた。このことが認められて、これまで千葉県知事表彰や経済産業大臣表彰等多くの賞を受賞している。

家族は奥様と、東京のファットシオン関係で働いているご長男と木更津に在住。昭和11年6月木更津生まれ。



木更津本町商店街



道の駅を街中に実現した「ふれあいプラザ本町」

情報連絡員報告を中心とした
県内の中小企業動向
&トピックス・9月

■パン製造

市町村によっては「米粉パン」の導入を要請してきている。

■味噌製造

出荷は増加したが、年末に向けて仕込み量の増加により在庫増につながった。

■製材

千葉県では有限責任中間法人千葉県木材振興協会、千葉県森林組合連合会並びに千葉県木材市場協同組合の三者で「違法伐採対策に係る行動規範」と「ちばの木認証制度」を立ち上げることとなり平成18年10月16日施行する予定である。

■印刷

今年には官公需の影響からか低迷したままで盛り上がりがない。原油の値上がりにより化学製品関係(刷貼フィルム等)の値上がりがあり、紙は10月より10〜15%程度の値上げの通知があったが、需給バランスが悪く苦慮している。但し、合成紙は10%の上昇である。

■電気鍍金

新内閣になり、これで経済が好況になることを期待している。幾分、前年より引き合いが多いよう

だが、価格は上昇していない。又諸材料が高騰してきているので収益を圧迫している。

■建築材料卸売

大企業と一部先端業種は好況を呈しているようだが、建設関連は回復の兆しなし。仕事が出ても極端な安値のため、収益的には全然回復感はない。災害復旧で一部地方では特需が見込まれるが首都圏の中では、千葉県はもともと需要が減退している県と位置づけられている。

■自動車解体

セメントメーカーは原燃料・輸送費などのコストアップを転嫁するために減産して在庫調整後に再度値上げという強硬姿勢である。これにより在庫逼迫が常態となりつつあり徐々に値上げが進行している。販売店は需要減と値上げ攻勢のために収益悪化の一途をたどり金利上昇などもあり、事業縮小や転廃業が相次いでいる。

■自動車解体

前月と同様、新車販売の低迷や稼働日数が少ないにもかかわらず、入庫車両は前年同月比をわずかに上回った。それにもかかわらず業界全体の雰囲気は良く無い。自動車リサイクル法の施行を契機に、明らかに競争が激しくなっており、従来どおりの取り組み方や努力のみではなかなか利益を上げられない

い環境になつてきた。その変化を敏感に感じ取っているのかもしれない。

■食肉卸売

前月比では増加したが収益には直接つながらなかった。

■電気機器小売

サツカアのW杯不振により引き続きデジタル家電は不調。薄型テレビの単価ダウンが大きく影響して、引き続き消費者の買い控を招いている。

■小売

売上高対前年比94・9% 客数95・8%
売上高対前月比93・2% 客数97・0%

■中古車仕入・販売

9月中旬から下旬にかけての直販動向は横ばい以上のペースで推移したが、手ごたえは依然として今ひと息の状態。先行きは期待と

不安が交錯しており、タマ不足には歯止めが掛かったものの、引き合いは慎重である。

■小売

今年は、天候不順で8月末から9月中旬にかけての稲刈りの時期がずれ込んでしまい、土日の集客に影響した。運動会シーズンでもあり、食品関係は多少の動きは見られた。しかし秋晴れの日があまりなく、消費意欲も減少気味で全般的に耐える月であった。

■小売

秋物衣料の売上が伸びない。景気が上向いているといわれているのに、実感として感じられない。

■農業機械販売整備

新農政の経済所得安定対策事業で認定農業者や集落営業組織の推進により農機需要の冷え込みが急ピッチに進んでいる。また来年10月1日より農機排出ガス規制が開始される。

■小売

今年秋の米作況は96でやや不作だった。これは長雨、日照不足が原因で、今年の農繁期は新品農機の動きが悪い。例年9月上旬が山場で推移するのが10月までずれ込み、だからだと彼岸過ぎまでかかってしまった。その割に重装備も芳しくなかった。

■小売・サービス

ますます悪くなってきている。

市内に今年オープンしたカスミ、カウチ、カインズの影響が本格的に出てきている。

■建設

操業度は前月同様、地域・業者間で格差が出てきている。燃料費の高騰で遠方の作業は敬遠(採算が合わない)されている。

■建設

当連合会加入組合員の官公庁(国、県、市町村)からの受注は81億3900万円であった。前月比では、14億1900万円の増加であったが、前年同月比では△23億9000万円と6ヶ月続けての減少となった。

■貨物運送

雨が多くて、農作物の出荷が減少したため、運送業の方もあまり良くなかった。タクシー等は、県単位で料金の見直しなどを考えているようだがトラック業界はそういったまとまった行動が出来ないため運賃も下がったままである。

■建設

報道による景気上昇と一般生活者(地域経済)との現実ほとんど格差が開いている気がします。

■小売・サービス

このような折に、中心市街地の活性化を取り戻そうと、商店街主導で、かつての「アリの市」を復活して夜祭を行うべく準備を進めている。

中央会の共済事業

千葉県中小企業団体中央会では、次のような共済事業を扱っております。皆様のご利用をご検討下さい。

▼中小企業基盤整備機構の共済制度①経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)②小規模企業共済制度【中小企業基盤整備機構共済相談室】TEL050・5541・7171

▼全国中央会の共済制度①中小企業PL保険②個人情報漏えい賠償責任保険【三井住友海上火災保険(株)千葉支店千葉中央支社】TEL043・225・2716

▼三井生命保険(株)との提携共済制度①特定退職金共済制度②個人年金③総合保障プラン④オーナーズプラン【三井生命保険(株)千葉支社】TEL043・225・7389

▼三井住友海上火災保険(株)との提携共済制度①団体傷害保険②自動車保険【三井住友海上火災保険(株)千葉支店】TEL043・225・716

中小機構の共済制度に関する相談電話番号が変わりました

独立行政法人中小企業基盤整備機構では、共済制度に関する相談

対応について強化した。

電話の際、相談の内容によって「小規模企業共済」又は「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)」のいずれかを最初に選択することにより、より迅速に対応できる。

新しい電話番号は050・5541・7171 #1を押すと「小規模企業共済」について

#2を押すと「経営セーフティ共済」について相談が受けられる

共済相談室の応答時間
祝祭日を除く平日 9時～19時
土曜日 10時～15時

なお、10月11月の2ヶ月間は「全国加入促進強調月間」実施中です。お気軽にご相談下さい。

有利な金利、3年後に売りの収穫(商工中金)

商工中金はこのほど、通常の債券や定期預金よりも有利な「3年新型定期預金」を創設した。

その内容は次のとおり。
【販売対象】商工債券保護預かり口座に商工債券の残高を持つ個人
【預入方法】①預入方法「一括預け入れ(商工債券からの振替による預け入れはできない)②預入金額

1100万円以上③預入単位1円単位④預入限度額1100万円は保護預かり商工債券の保有額(財形を除く)を上限

【満期】3年

【金利】年0.70%(税引後0.56%) 固定・半年複利、金利は10月13日時点のもの

【安全・確実な運用】元金は商工中金が保証し、満期まで固定金利。

*商工中金は預金保険機構の加盟機関となっていないので、本預金は預金保険の対象ではない。

◎詳細は最寄りの商工中金へ
千葉支店
TEL043・248・2345

松戸支店
TEL047・365・4111

青年中央会
創立30周年記念式典のご案内

千葉県中小企業団体青年中央会はおかげさまで、今年創立30周年を迎え、次ぎのとおり式典を開催いたします。皆様のご参加をお願いいたします。

日時 11月22日(水)
午後2時30分

場所 三井ガーデンホテル千葉
(旧ホテルサンガーデン)
会費 1人 1万円

内容 ①記念講演「地域密着型の球団経

営と経営戦略」(株)千葉ロッテマリーンズ球団代表瀬戸山隆三氏

②記念式典

③記念パーティー

問い合わせ先 本会組織振興部
TEL043・242・3277

飲酒運転の根絶に向けて

経済産業大臣より全国中央会を通じて「飲酒運転の根絶に向けて」次のような協力依頼がありましたので、ご連絡いたします。

「政府としては飲酒運転の根絶に向けて必要な措置を採る等重点的に取り組んでおります。

つきましては、同趣旨をご理解いただき、会員組合及び傘下組合員に対し、次の事項の周知徹底をお願い致します。」

- 1 業務上車りよう等を運転する者は、酒気を帯びては絶対に車りよう等を運転してはならないこと、また、酒気を帯びた者に運転させてはならないこと。
- 2 酒気を帯びて運転するおそれがある者に酒類を提供し、または飲酒を勧めてはならないこと。
- 3 「飲酒運転は絶対にしてはならない」という意識を再確認し、徹底すること。

表紙のメッセ「西船橋駅」

西船橋駅はJR東日本、東京メトロ、東葉高速鉄道の駅で、通過する5路線を含めた乗降客数は県内で一番多い旅客ターミナル駅で、東京に向けた千葉県の玄関口。

当駅は昭和33年に国鉄総武線の駅として開業。44年には営団地下鉄東西線が延伸し、国鉄総武線との直通運転が開始された。

東西線は、東京都の中野駅から本県の西船橋駅間30・8分を23の駅で結び、東京の地下鉄では唯一、地下鉄全路線との乗換えができるという利便性を持っている。

編集後記

from the editor

一人ひとりの力では解決できないことでも、お互いの経営資源を連携して、その相乗効果により、新しい解決方法が生まれてきます。このことを組織的に行おうとするのが、中小企業組合です。

組合の種類にもいろいろありますが、会員のメンバー構成や行う事業の種類等に、最適な皮袋を選んで、新しい葡萄酒を入れようではありませんか。

E-mail:

futatogawa@chokai-chiba.or.jp